

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和6年3月15日（金）

（案件名）

- ・ 令和5年度地方債計画等の改正について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

清水管理官（内23392）

## 【根拠法令】

### ○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

#### 第五条の三（略）

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

- 第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
  - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
  - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
  - 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
  - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

# 令和5年度地方債計画等の改正について

令和6年3月  
自治財政局地方債課

## ■ 地方財政法及び同法施行令に基づき、以下の計画・基準等を改正

### 1 令和5年度地方債計画

「地方債計画」…総務大臣等が同意又は許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類  
(法第5条の3⑩、令第20条①、③)

#### 【改正内容】

- 予備費第2弾(令和6年1月26日閣議決定)及び第3弾(令和6年3月1日閣議決定)に伴う地方負担額等の増に対し、1,270億円を計上
  - ・災害復旧事業債:1,225億円を計上  
(予備費に伴う地方負担額760億円、単独災害復旧事業分465億円) ※全額財政融資資金
  - ・補正予算債:45億円を計上  
(公共事業等債42億円、一般事業債3億円) ※資金のシェアは当初計画と同じ
- 令和6年能登半島地震減収対策企業債(※)を「その他同意の見込まれる項目」に追加  
※地震に伴う料金の減免や事業休止等による公営企業の資金不足額に係る資金手当のための地方債(東日本大震災、熊本地震と同じ)

### 2 令和5年度地方債同意等基準

「地方債同意等基準」…総務大臣及び都道府県知事が同意又は許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準(法第5条の3⑩、令第20条②)

※ 都道府県・指定都市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事の同意又は許可が必要

#### 【改正内容】

- 令和6年能登半島地震減収対策企業債を規定

# 令和5年度地方債計画の第2次改正について

○ 令和5年度予算の予備費(令和6年1月26日閣議決定分及び令和6年3月1日閣議決定分)において令和6年能登半島地震に係る災害復旧事業費が追加計上され、地方負担が発生するとともに、単独災害復旧事業が見込まれることから、地方債計画を改正する(※)。

(※1次改正は、令和5年度補正予算(第1号)(令和5年11月29日成立)を踏まえて、同年12月27日に改正)

## 改正の概要(通常収支分)

### (1)2次改正における地方債計画 追加額

災害復旧事業債 : 1,225億円  
 補正予算債 : 45億円

うち財融資金	うち機構資金	うち民間等資金
1,225億円	—	—
12億円	1億円	32億円

合計 : 1,270億円

合計 : 1,237億円

- ・当初計画額 94,981億円
- ・1次改正後計画額 111,926億円 (+16,945億円、+17.8%)
- ・2次改正後計画額 113,196億円 (+1,270億円、+1.1%)

※資金は、令和5年度当初計画と同シェアの資金を確保

### ○災害復旧事業債

- ・補助・直轄災害復旧事業の地方負担額760億円のほか、単独災害復旧事業分として465億円を計上(※)。

(※新潟県、富山県、石川県、福井県の県・市町村に事業見込額を照会)

### ○補正予算債

- ・災害関連事業、災害援護貸付金として、計45億円を計上。

(2)今後のスケジュール:財務省への正式協議後、改正後の地方債計画を告示(令和6年3月27日(予定))

令和5年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公営住宅建設事業	1,089	1,090	△ 1	△ 0.1
3 災害復旧事業	3,810	1,127	2,683	238.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,387	28,013	△ 626	△ 2.2
(1) 一般	2,485	2,411	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,201	5,730	471	8.2
(1) 辺地対策	565	530	35	6.6
(2) 過疎対策	5,636	5,200	436	8.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	59,629	56,717	2,912	5.1
二 公営企業債				
1 水道事業	6,836	5,566	1,270	22.8
2 工業用水道事業	370	300	70	23.3
3 交通事業	1,799	1,963	△ 164	△ 8.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	372	379	△ 7	△ 1.8
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	13,217	12,181	1,036	8.5
10 観光その他事業	99	78	21	26.9
計	29,162	26,477	2,685	10.1
合 計	88,791	83,194	5,597	6.7

(単位：億円、%)

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 補正予算債		13,659	-	13,659	皆増
六 国の予算等貸付金債		( 271 )	( 334 )	(△ 63)	(△ 18.9)
総 計		( 271 ) 113,196	( 334 ) 101,799	(△ 63) 11,397	(△ 18.9) 11.2
内 訳	普通会計分	84,944	76,077	8,867	11.7
	公営企業会計等分	28,252	25,722	2,530	9.8
資金区分					
公 的 資 金		51,947	43,713	8,234	18.8
財 政 融 資 資 金		34,479	26,252	8,227	31.3
地方公共団体金融機構資金		17,468	17,461	7	0.0
(国の予算等貸付金)		( 271 )	( 334 )	(△ 63)	(△ 18.9)
民 間 等 資 金		61,249	58,086	3,163	5.4
市 場 公 募		34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受		27,149	21,486	5,663	26.4

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業等に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 令和5年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債				
	公営住宅建設事業	8	8	0	0.0
	災害復旧事業	1	1	0	0.0
	一般単独事業	1	1	0	0.0
	公営企業債				
	水道事業	3	5	△ 2	40.0
	国の予算等貸付金債	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 0.0 )
	総 計	13	15	△ 2	△ 13.3
内 訳	普通会計分	9	9	0	0.0
	公営企業会計等分	4	6	△ 2	△ 33.3
資金区分	公 的 資 金				
	財政融資資金	10	12	△ 2	△ 16.7
	地方公共団体金融機構資金	3	3	0	0.0
	(国の予算等貸付金)	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 0.0 )

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の ( ) 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 令和5年度地方債計画（追加額の内訳（令和6年1月26日・3月1日予備費））

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和5年度 第一次改正後 計 画 額 (A)	今回追加額 (B)	令和5年度 第二次改正後 計 画 額	増 減 率 (B)/(A)×100
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	15,889		15,889	0.0
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,089		1,089	0.0
3 災 害 復 旧 事 業	2,585	1,225	3,810	47.4
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,108		4,108	0.0
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,682		1,682	0.0
(2) 社 会 福 祉 施 設	367		367	0.0
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	981		981	0.0
(4) 一 般 補 助 施 設 等	541		541	0.0
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537		537	0.0
5 一 般 単 独 事 業	27,387		27,387	0.0
(1) 一 般	2,485		2,485	0.0
(2) 地 域 活 性 化	690		690	0.0
(3) 防 災 対 策	871		871	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221		3,221	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	4,800		4,800	0.0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000		5,000	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320		4,320	0.0
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000		4,000	0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100		1,100	0.0
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900		900	0.0
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	6,201		6,201	0.0
(1) 辺 地 対 策	565		565	0.0
(2) 過 疎 対 策	5,636		5,636	0.0
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345		345	0.0
8 行 政 改 革 推 進	700		700	0.0
9 調 整	100		100	0.0
計	58,404	1,225	59,629	2.1
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	6,836		6,836	0.0
2 工 業 用 水 道 事 業	370		370	0.0
3 交 通 事 業	1,799		1,799	0.0
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333		333	0.0
5 港 湾 整 備 事 業	619		619	0.0
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598		4,598	0.0
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	372		372	0.0
8 地 域 開 発 事 業	919		919	0.0
9 下 水 道 事 業	13,217		13,217	0.0
10 観 光 そ の 他 事 業	99		99	0.0
計	29,162		29,162	0.0
合 計	87,566	1,225	88,791	1.4



(単位：億円、%)

項 目		令和5年度 第一次改正後 計 画 額 (A)	今回追加額 (B)	令和5年度 第二次改正後 計 画 額	増 減 率 (B)/(A)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債		9,946		9,946	0.0
四 退 職 手 当 債		800		800	0.0
五 補 正 予 算 債		13,614	45	13,659	0.3
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 265 )	( 6 )	( 271 )	( 2.3 )
総 計		( 265 ) 111,926	( 6 ) 1,270	( 271 ) 113,196	( 2.3 ) 1.1
内 訳	普 通 会 計 分	83,820	1,124	84,944	1.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	28,106	146	28,252	0.5
資 金 区 分					
公 的 資 金		50,709	1,238	51,947	2.4
財 政 融 資 資 金		33,242	1,237	34,479	3.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		17,467	1	17,468	0.0
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 265 )	( 6 )	( 271 )	( 2.3 )
民 間 等 資 金		61,217	32	61,249	0.1
市 場 公 募		34,100		34,100	0.0
銀 行 等 引 受		27,117	32	27,149	0.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業等に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

改正前	改正後
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>〔一 同左〕</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>〔(一) 同左〕</p> <p>(二) 公営企業債</p> <p>〔(1)～(14) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>〔(一) 略〕</p> <p>(二) 公営企業債</p> <p>〔(1)～(14) 略〕</p> <p>(15) <u>石川県又は令和6年能登半島地震</u>  <u>において災害救助法が適用された市</u>  <u>町村のうち、次のいずれかに該当す</u>  <u>る市町村（以下「令和6年能登半島地</u>  <u>震特定被災市町村」という。）若しく</u>  <u>は令和6年能登半島地震特定被災市</u>  <u>町村が加入する一部事務組合等が、</u>  <u>令和6年能登半島地震に伴う料金の</u>  <u>減免や事業休止等により令和5年度</u>  <u>において発生又は拡大すると見込ま</u>  <u>れる公営企業の資金不足額について</u>  <u>起債を行う場合には、当該公営企業</u>  <u>に係る地方債において取り扱うもの</u>  <u>とする。</u></p> <p>ア <u>震度6弱以上が観測された市町</u>  <u>村</u></p> <p>イ <u>住宅の全壊世帯数（戸数）が災</u></p>

<p> <u>害救助法施行令別表第3に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は2戸をもって全壊1戸とする。）</u>  <u>ウ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地方負担額の標準税収入割合が5%を超えている市町村</u> </p>	<p> (三)～(七)  [ 2 略 ]  [ 三 略 ] </p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	